

兵庫県指令県生第3号の1

NPO法人 みやっこサポート

理事長 中島 恵美

令和3年2月9日付けで申請を受け付けたNPO法人みやっこサポートの認定の申請については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第45条第1項の規定により、令和3年4月23日から令和8年4月22日までをその有効期間として認定します。

令和3年4月23日

兵庫県知事 井戸 敏 三

